

文教民生常任委員会記録

| 令和2年 第2回定例会 | |
|-------------|---|
| 1 日 時 | 令和2年3月12日(木) 午前10時00分開会 午前11時44分閉会 |
| 2 場 所 | 常任委員会室 |
| 3 出席委員 | 舘 野 裕 昭 委員長 阿 部 秀 実 副委員長 増 湊 靖 弘 委員 谷 中 恵 子 委員 梶 原 隆 委員 藤 田 義 昭 委員 |
| 4 欠席委員 | なし |
| 5 委員外出席者 | なし |
| 6 説明員 | 別紙のとおり |
| 7 事務局職員 | 石 塚 事務局長 山 崎 書記 |
| 8 会議の内容 | 別紙のとおり |

文教民生常任委員会 説明員

| 職 名 | | 氏 名 | 人 数 |
|----------|----------------|-------|-----|
| 教育長 | | 高橋 臣一 | 1名 |
| 市民部 | 市民部長 | 袖山 稔久 | 8名 |
| | 生活課長 | 鈴木 武司 | |
| | 地域活動支援課長 | 関口 守 | |
| | 市民課長 | 佐藤 博 | |
| | 人権推進課長 | 黒田 浩造 | |
| | 保険年金課長 | 渡辺 富夫 | |
| | 生活課長補佐 | 高橋 学 | |
| | 保険年金課長補佐 | 小泉 宏 | |
| 保健福祉部 | 保健福祉部長 | 早川 綾子 | 8名 |
| | 厚生課長 | 小林 和弘 | |
| | 障がい福祉課長 | 川田 謙 | |
| | 高齢福祉課長 | 亀山 貴則 | |
| | 介護保険課長 | 齋藤 信一 | |
| | 健康課長 | 大塚 純子 | |
| | 厚生課長補佐 | 杉山 芳子 | |
| | 障がい福祉課長補佐 | 和気 修 | |
| こども未来部 | こども未来部長 | 石川 佳男 | 5名 |
| | 子育て支援課長 | 大谷 薫 | |
| | 保育課長 | 高橋 文男 | |
| | こども総合サポートセンター長 | 諏訪 敏郎 | |
| | 保育課長補佐 | 白沢 修一 | |
| 教育委員会事務局 | 教育次長 | 上林 浩二 | 12名 |
| | 教育総務課長 | 高橋 年和 | |
| | 学校教育課長 | 駒場 秀明 | |
| | 生涯学習課長 | 仲田 順一 | |
| | 自然体験交流センター長 | 飯沼 敏明 | |
| | 文化課長 | 渡辺 靖 | |
| | スポーツ振興課長 | 田野井秀雄 | |
| | 国体推進室長 | 塩澤 昌宏 | |
| | 学校給食共同調理場長 | 藤倉 利一 | |
| | 図書館長 | 秋本 敏 | |
| | 川上澄生美術館事務長 | 北條 直子 | |
| | 教育指導担当 | 湯澤 正弘 | |
| 合 計 | | | 34名 |

文教民生常任委員会 審査委事項

- 1 議案第 4 号 令和2年度鹿沼市一般会計予算について
- 2 議案第 5 号 令和2年度鹿沼市国民健康保険特別会計予算について
- 3 議案第 7 号 令和2年度鹿沼市介護保険特別会計予算について
- 4 議案第 8 号 令和2年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計予算について
- 5 議案第13号 令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）について
- 6 議案第14号 令和元年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 7 議案第16号 令和元年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 8 議案第17号 令和元年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 9 議案第21号 鹿沼市印鑑条例の一部改正について
- 10 議案第26号 鹿沼市奨学金貸付条例の一部改正について
- 11 議案第27号 鹿沼市民文化センター条例の一部改正について
- 12 議案第28号 鹿沼市木のふるさと伝統工芸館条例の一部改正について
- 13 議案第29号 鹿沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 14 議案第30号 鹿沼市保育所条例の一部改正について
- 15 議案第31号 鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正について

○館野委員長 それでは、ただいまから、文教民生常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案15件であります。

それでは、早速審査を行います。

はじめに、議案第4号 令和2年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。鈴木生活課長。

○鈴木生活課長 おはようございます。生活課長の鈴木です。

それでは、議案第4号 「令和2年度鹿沼市一般会計予算について」のうち、市民部関係予算について、説明いたします。

まず、歳入について、説明いたします。

「予算に関する説明書」、一般会計の9ページをお開きください。

9ページ、一番下の段、13款 使用料及び手数料、1項 3目、衛生使用料の説明欄、4行目「見笹霊園永代使用料」1,236万7,000円は、見笹霊園内墓地の新規使用見込み38区画分を計上するものであります。

次に、15ページをお開きください。

14款 国庫支出金、2項 1目、総務費国庫補助金の説明欄、3行目「住民基本台帳費国庫補助金」5,796万円は、個人番号関係事務の委託にかかる交付金であります。

同じ欄の一番下、「国際交流推進事業費国庫補助金」524万3,000円は、外国人受入環境整備交付金であります。

次に、19ページをお開きください。

15款 県支出金、2項 1目、総務費県補助金の説明欄、上から6行目、「バス路線対策費県補助金」826万6,000円は、リーバス等の円滑な運行に対する県補助金であります。

続いて、歳出について、説明いたします。

47ページをお開きください。

47ページ、下の段、2款 総務費 1項 5目 交通対策費ではありますが、50ページの説明欄をご覧ください。

2つ目の○の「バス路線対策費」1億9,500万4,000円は、市民生活の足を確保するためのリーバス及び予約バス（デマンドバス）の運行等に要する経費を計上したものであります。

次に、51ページの7目、消費者対策費ではありますが、54ページの上の段の説明欄、5行目「特殊詐欺撃退器等購入」の補助金40万円など、消費生活向上のための経費を計上したものであります。

次に、61ページをお開きください。

11目、地域振興費、説明欄、一番下の○「地域の夢実現事業費」1億4,993万4,000円は、市内17地区で取り組む防犯、福祉、環境などの事業や、住民主体により地域の課題解決や地域振興に取り組む事業を支援するための補助金等を計上したものであります。

次に、64ページの説明欄、一番上の「コミュニティセンター整備事業費」4億6,407万3,000円

は、北犬飼コミュニティセンターの新築工事費等の経費を計上したものであります。

次の12目、国際交流費の説明欄、「国際交流推進事業費」1,894万6,000円は、改正入管法施行に伴い、増加する外国籍市民への支援・相談体制強化のための委託料と、鹿沼市国際交流協会への補助金等が主な内容であります。

次に、71ページをお開きください。

2款 総務費 3項 1目 戸籍住民基本台帳費であります。説明欄の3番目の○「住民基本台帳費」6,995万5,000円は、諸証明の交付や、個人番号カードの交付及び住民票の写しなどのコンビニ交付に係る経費であります。

次に、79ページをお開きください。

3款 民生費、1項 1目 社会福祉総務費であります。84ページの説明欄、1番目の○「国民健康保険特別会計繰出金」7億2,108万5,000円は、国の基準に基づく、保険基盤安定事業の国保税低所得者軽減分及び事務費等を繰出しするものであります。

一つにおいて、「後期高齢者医療特別会計繰出金」2億6,555万1,000円も、保険料の低所得者軽減分及び事務費を繰出しするものであります。

次に、95ページをお開きください。

6目 女性青少年費であります。説明欄一番下の○、「男女共同参画推進事業費」258万9,000円は、次期かぬま男女共同参画プランの策定に向けての意識調査や、セミナー等の学習機会の提供に要する経費を計上したものであります。

以上で、「令和2年度鹿沼市一般会計予算について」の市民部関係予算の説明を終わります。

○館野委員長 小林厚生課長。

○小林厚生課長 厚生課長の小林です。よろしくお願いたします。

議案第4号 「令和2年度鹿沼市一般会計予算」のうち、保健福祉部が所管する主な歳入、歳出についてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

予算に関する説明書の13ページをお開きください。

一番下の段、14款 国庫支出金 1項1目 民生費国庫負担金ですが、15ページをお開きください。

説明欄、4行目の障害者自立支援事業費国庫負担金 11億9,116万9,000円につきましては、介護給付や訓練等給付などの障がい福祉サービス給付費に対する、国の負担分2分の1を計上するものであります。

同じ説明欄3番目3行目の生活保護扶助費国庫負担金 8億9,250万5,000円につきましては、生活保護法に基づき支弁する費用に対する国の負担分、4分の3を計上するものであります。

次に、19ページをお開きください。

上の段、15款 県支出金 1項1目 民生費県負担金の説明欄、7行目、障害者自立支援事業費県負担金 5億9,558万4,000円につきましては、障がい福祉サービス給付費に対する、県の負担分、4分の1を計上するものであります。

次に、21ページをお開きください。

2番目の欄、15款 県支出金 2項3目 衛生費県補助金の説明欄、下から5行目、病院群輪番

制病院運営等事業費県補助金 958万4,000円につきましては、2次救急医療を実施している医療機関に対する県の補助金であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

83ページをお開きください。

2番目の欄、3款民生費 1項2目 障害福祉費の説明欄、上から3つ目の○、障害者自立支援事業費24億1,184万1,000円につきましては、介護給付や訓練等給付などの障害福祉サービス給付費などの扶助費が主なものであります。

次の○、地域生活支援事業費1億6,603万1,000円につきましては、一般相談支援及び精神保健福祉活動支援の事業運営委託料並びに日常生活用具及び日中一時支援事業などの扶助費が主なものであります。

次に、87ページをお開きください。

1項3目 高齢者福祉費、91ページをお開きください。

説明欄、4つ目の○、高齢者いきがい対策事業費4,222万2,000円につきましては、老人クラブやシルバー人材センターなどの運営に対する補助金が主なものであります。

次に、105ページをお開きください。

下の段、3項 生活保護費、107ページをお開きください。

下の欄、2目 扶助費の説明欄、2つ目の○、生活保護扶助費11億7,250万2,000円につきましては、生活保護被保護者に対する各種の扶助費を計上したものであります。

次に、109ページをお開きください。

下の段、4款 衛生費 1項1目 保健指導費につきましては、説明欄、4つ目の○、子育て保健サービス事業費9,484万1,000円につきましては、妊産婦健康診査及び新規事業といたしまして、新生児聴覚検査費用助成事業の委託料が主なものであります。

113ページをお開きください。

2目 予防費の説明欄、1つ目の○、予防接種費2億4,151万1,000円につきましては、新規のロタウイルス感染症などの定期予防接種の医薬材料費及び委託料が主なものであります。

次に、121ページをお開きください。

4目 診療所費の説明欄、4番目の○、休日・夜間急患診療所費4,154万6,000円につきましては、休日・夜間急患診療所における診療の委託料が主なものであります。

次に、123ページをお開きください。

5目 広域救急医療対策費の説明欄、1つ目の○、病院群輪番制病院運営等事業費8,103万9,000円につきましては、上都賀総合病院、御殿山病院、西方病院への2次救急運営に対する補助金が主なものであります。

以上で、「令和2年度鹿沼市一般会計予算」のうち、保健福祉部が所管する主な歳入歳出についての説明を終わります。

○館野委員長 大谷子育て支援課長。

○大谷子育て支援課長 子育て支援課長の犬谷です。よろしくお願いたします。

議案第4号 「令和2年度鹿沼市一般会計予算」のうち、こども未来部所管の主な歳入・歳出についてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

予算に関する説明書、7ページをお開きください。

一番下の段、12款 分担金及び負担金 1項2目 民生費負担金 2節の児童福祉費負担金につきましては、10ページの説明欄をご覧ください。

一行目の施設型給付・地域型保育給付等事業費扶養者負担金 1億3,835万3,000円及び、次の保育所運営費扶養者負担金3,282万4,000円につきましては、市内外の民間保育園並びに、市内の公立保育園に入所する3歳未満児クラスの保育料であります。

次に、13ページをお開きください。

一番下の段、14款 国庫支出金 1項1目 民生費国庫負担金につきましては、16ページをご覧ください。

2節 児童福祉費国庫負担金の説明欄、2行目の施設型給付・地域型保育給付等事業費国庫負担金 11億3,823万3,000円につきましては、民間保育園や認定こども園などへの保育の委託費に伴う負担金であります。

次の、児童手当費国庫負担金 10億319万5,000円につきましては、児童手当の支給に係る、国の費用負担分であります。

次に、下の段の2項2目 民生費国庫補助金 2節 児童福祉費国庫補助金の説明欄3行目、児童福祉施設整備事業費国庫補助金 1億8,569万3,000円につきましては、清滝寺幼稚園の認定こども園化に伴う園舎整備費補助金及び、民間保育園に整備する防犯カメラ設置費補助金であります。

次に、19ページをお開きください。

15款 県支出金 1項1目 民生費県負担金 2節 児童福祉費県負担金の説明欄、施設型給付・地域型保育給付等事業費県負担金 5億6,911万6,000円につきましては、国庫負担金同様、保育の委託費などに係る県の負担金であります。

次の児童手当費県負担金 2億2,105万1,000円につきましても、国庫負担金同様、児童手当費に係る県の費用負担分であります。

次に、下の段、2項2目 民生費県補助金 2節 児童福祉費県補助金の説明欄3行目 施設型給付・地域型保育給付等事業費県補助金 1億1,824万3,000円につきましては、幼稚園への給付費に係る県の補助金などであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

97ページをお開きください。

下段の、3款 民生費 2項1目 児童福祉総務費につきましては、100ページをご覧いただきたいと思います。

説明欄の上から3つ目の○、施設型給付・地域型保育給付等事業費 28億6,791万円につきましては、民間保育園等への委託費や負担金及び、特別保育事業に対する推進費補助金などが主なものであります。

次の、児童福祉施設整備事業費 2億3,366万9,000円につきましては、歳入でもご説明いたしましたが、清滝寺幼稚園の認定こども園化に伴う園舎整備補助金、民間保育園3園に整備いたします防犯カメラ設置費補助金であります。

次に、101ページをお開きください。

3目 こども支援費の説明欄、2つ目の○、児童手当費 14億 4,639万 1,000円につきましては、中学校修了時までの児童を養育している親などに支給する児童手当の扶助費が主なものであり、受給対象児童数は、月平均、約1万 1,000人を見込んでおります。

次に、104ページをお開きください。

一番下の○、児童扶養手当費 3億 6,461万 3,000円につきましては、父親又は母親のいない児童等を養育している人に支給する児童扶養手当扶助費が主なものであり、受給対象者約700人を見込んでおります。

次に、106ページをお開きください。

上から3つ目の○、こどもの遊び場管理運営費 2,284万 7,000円につきましては、公益財団法人鹿沼市花木センター公社への指定管理料 1,320万円及び、空調機器や大型遊具のリース料 906万 4,000円が主なものであります。

次に、109ページをお開きください。

2段目の4款 衛生費 1項 保健衛生費につきましては、少しとびまして、123ページをご覧ください。

6目 子育て支援保健対策費の説明欄、こども医療対策事業費 3億 9,891万 7,000円につきましては、中学校修了前までの子供に対し、現物給付により医療費を助成する医療扶助費が主なもので、対象児童数、約1万 1,400人を見込んでおります。

以上で、議案第4号 「令和2年度鹿沼市一般会計予算」のうち、こども未来部が所管する主な歳入・歳出についての説明を終わります。

○館野委員長 高橋教育総務課長。

○高橋教育総務課長 教育総務課長の高橋です。

議案第4号 「令和2年度鹿沼市一般会計予算」のうち、教育委員会関係予算の主なものについてご説明いたします。

まず、主な歳入についてご説明いたします。

「予算に関する説明書」の9ページをお開きください。

3段目、ここから、13款 使用料及び手数料 1項使用料になりますが、11ページをお開きください。

一番下の欄、8目 教育使用料の2番目の欄、2節 社会教育使用料の説明欄1行目、保健体育施設使用料 3,948万円につきましては、13ページをお開きいただきまして、説明欄に記載の千手山公園運動施設使用料以下、各体育施設の使用料でありまして、実績等を勘案して計上しております。

次に、15ページをお開きください。

2段目、ここから、14款 国庫支出金、2項 国庫補助金になりますが、17ページをお開きください。

上の段、4番目の欄、6目 教育費国庫補助金の説明欄、3つ目の欄、3節 保健体育費国庫補助金の説明欄2行目、体育施設整備事業費国庫補助金 1億 360万円、並びに、19ページをお開きください。

下の段、ここから、15款 県支出金 2項 県補助金になりますが、21ページをお開きくださ

い。

下から2番目の欄、7目 教育費県補助金の4番目の欄、4節 保健体育費県補助金 説明欄2行目、体育施設整備事業費県補助金 6,275万円につきましては、国体競技会場となります鹿沼総合体育館（TKCいちごアリーナ）空調改修工事などに対する補助金でありまして、補助率は、国が2分の1、県が4分の1であります。

次に、29ページをお開きください。

2段目、20款 諸収入 3項6目 教育費貸付金元利収入の説明欄2行目、奨学金貸付金元金収入 1億1,137万4,000円につきましては、526人分の奨学金貸付金元金収入として計上したものであります。

4段目、20款 諸収入 4項2目 教育費収入の説明欄2行目、学校給食共同調理場給食事業費収入 4億3,291万4,000円につきましては、共同調理場・各地区共同調理場・単独実施校の給食を受ける児童、生徒、教職員等の給食費収入であります。

次に、主な歳出について、ご説明いたします。とびます。まず、193ページをお開きください。

下の段、10款 教育費、1項 教育総務費になりますが、195ページをお開きください。

下の欄、2目 事務局費の説明欄、3番目の○、教育相談専門員報酬 3,255万7,000円につきましては、いじめや不登校をはじめ、児童生徒の悩みや家庭の相談など、様々な案件に対応する教育相談専門員13人分の報酬であります。

次に、199ページをお開きください。事務局費が続きます。

上の段、最初の○、スクールバス管理費 6,700万8,000円につきましては、西小・西中・加園小・栗野小・栗野中に通学する遠距離通学児童生徒のためのスクールバス運行業務委託等に要する経費であります。

下の段、ここから、10款教育費 2項1目 学校管理費になりますが、201ページをお開きください。

説明欄、一番下の○、校舎等維持補修費 1億662万8,000円につきましては、修繕料や保守管理、既設のエアコン借上等、小学校24校の施設維持の経費であります。

次に、205ページをお開きください。

上の段、2つ目の欄、2目 教育振興費の説明欄、2つ目の○、教材教具購入費 1億1,571万7,000円につきましては、小学校における教材消耗品や備品購入及び教科書改訂による教師用指導書等に要する経費であります。

3番目の○、要保護・準要保護児童援助費 3,207万6,000円につきましては、経済的理由により、就学困難な児童、約380人に対する教育扶助費であります。

下の段、ここから、10款教育費 3項1目 学校管理費になりますが、207ページをお開きください。

説明欄、一番下の○、校舎等維持補修費 6,232万4,000円につきましては、修繕料や保守管理、既設のエアコン借上等、中学校10校の施設維持の経費であります。

次に、211ページをお開きください。

上の段、1番目の欄、学校管理費が続きますが、説明欄の○、情報化教育推進事業費 3,633万2,000円につきましては、中学校におけるパソコン借上料や機器補修等、情報教育の環境整備に要する

経費であります。

次の欄、2目 教育振興費の説明欄、2番目の○、教材教具購入費 2,736万9,000円につきましては、中学校における教材消耗品や備品購入に要する経費であります。

次の○、要保護・準要保護生徒援助費、3,251万円につきましては、小学校同様、経済的理由により、就学困難な生徒、約240人に対する教育扶助費であります。

下の段、ここから10款教育費 4項 社会教育費になりますが、213ページをお開きください。

下の欄、2目 図書館費になりますが、次のページ、215ページをお開きください。

説明欄の中ほどになります。1番目の○、図書館資料充実費 2,238万8,000円につきましては、図書や雑誌、視聴覚資料等の購入に要する経費であります。

次に、223ページをお開きください。

下の段、ここから、10款 教育費 5項 保健体育費になりますが、227ページをお開きください。

下の欄、ここから、3目 学校給食費になりますが、何度もページがとんとすみません、231ページをお開きください。

1段目、説明欄の○、学校給食共同調理場施設整備事業費 3,314万5,000円につきましては、学校給食共同調理場及び栗野地区共同調理場の蒸気配管改修工事や学校給食共同調理場のコンテナプール改修など、施設整備に要する経費であります。

以上で、議案第4号 「令和2年度鹿沼市一般会計予算」のうち、教育委員会関係予算についての説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。藤田委員。

○藤田委員 それでは、よろしくお願ひします。

予算に関する説明書の16ページなのですが、国庫支出金の国際交流推進事業費国庫補助金につきましては、これに係る歳出も含めて、詳しくご説明いただければと思います。

○館野委員長 執行部の説明をお願いします。関口地域活動支援課長。

○関口地域活動支援課長 地域活動支援課長の関口でございます。

ただいまの質問について、ご説明をさせていただきます。

まず歳入のほうですが、こちらは外国人受入環境整備交付金という、法務省の交付金でございます、前年度、平成30年度から始まった交付金でございます。

主に整備費と運営費の2つに分類されますが、整備費については、年額パーセントの補助になっておりまして、運営費については、2分の1の補助になっております。

それで、この支出についてでございますけれども、説明資料の64ページ、63～64ページですね、国際交流費の国際交流推進事業費、こちらにございまして、12款の委託料、それから18節の補助金、2つに分けてまして、支出をしております。

この2つに分けた支出ですけれども、国際交流協会の人件費、こちらに出すものが運営費に入っております。

それから、事業費、外国人の相談員とか、そういうものに関しては、整備費として、委託費に分類されております。

簡単でございますが、そういうことでよろしく願ひします。

○館野委員長 よろしいですか。

○藤田委員 はい、ありがとうございます。

○館野委員長 では、ほかに質疑のある委員、いないですか。

(「なし」と言う者あり)

○館野委員長 ないですね。

では、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第4号中関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第4号中関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第5号 令和2年度鹿沼市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。渡辺保険年金課長。

○渡辺保険年金課長 保険年金課長の渡辺です。よろしくお願いいたします。

議案第5号 「令和2年度鹿沼市国民健康保険特別会計予算について」ご説明いたします。

予算に関する説明書、2番目のインデックス、国民健康保険特別会計の5ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

一番上、4款2項「県補助金」、1目「保険給付費等交付金」につきましては、歳出の2款「保険給付費」の財源として交付される、1節「保険給付費等普通交付金」68億5,422万9,000円と、保険者努力支援制度交付金などの2節「保険給付費等特別交付金」1億9,737万2,000円の、合計金額を計上するものであります。

次に、下から4番目の6款「繰入金」、1項1目「一般会計繰入金」につきましては、保険基盤安定事業の低所得者軽減の対象額及び国が示す基準に沿った事務費分などを計上するものであります。

その下の、2項1目「財政調整基金繰入金」につきましては、歳出の3款「国民健康保険事業費納付金」の財源として、基金を取り崩すものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。11ページをお開きください。

3番目、2款「保険給付費」1項「療養諸費」の「計」の欄、60億781万5,000円につきましては、被保険者数の減少と1人当たり医療費の伸びの状況を踏まえて見込みました。

その下の、2項「高額療養費」につきましては、13ページをお開きください。

1番目の「計」の欄、8億5,181万4,000円につきましては、被保険者数の減少と1人当たり給付費の伸びの状況を踏まえて見込みました。

次に、一番下、3款「国民健康保険事業費納付金」、1項「医療給付費分」につきましては、次の15ページをお開きください。

1番目の「計」の欄、20億7,446万3,000円は、国の確定計数に基づき県が算出した額を計上するものです。

その下の2項「後期高齢者支援金等分」、「計」の欄、6億7,551万7,000円と、その下の、3項「介護納付金分」2億6,085万9,000円につきましても、国の確定計数に基づき県が算出した額

を計上するものです。

一番下、4款「保健事業費」、1項1目「特定健康審査等事業費」につきましては、特定健康審査の受診率向上や、糖尿病重症化予防に取り組み、疾病の早期発見や重症化予防を推進するため、1億1,848万9,000円を計上するものであります。

以上で、議案第5号「令和2年度国民健康保険特別会計予算」の説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 歳入の部分で、確認をさせていただきます。

保険給付等の交付金ということで、普通交付が68億何がしとあって、特別給付として1億9,700万円というのは、保険者努力というところで優先の部分だと思うのですが、これは、今後これ、さらに大きくなる見込みとか、あるいは、これが減ってしまう可能性というのは、どんなふうに今、課長としては捉えていますか。

○館野委員長 執行部の説明をお願いします。渡辺保険年金課長。

○渡辺保険年金課長 保険年金課長の渡辺です。

ただいまの阿部委員のご質問にご説明いたします。

保険給付費等交付金の、特別交付金の今後の見込みということでございますが、保険者努力支援制度につきましては、国のほうで拡充の方向を示しております。

また、本市におきましても、保険者努力支援制度の申請する交付金の歳入の拡大を目指しまして、令和2年度予算も、保健事業を拡充していくというような予定で取り組んでおります。

以上で説明を終わります。

○館野委員長 阿部委員。

○阿部委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

あと1点だけ、基金の部分で、3億6,400万円を取り崩していくことになりました。

それで、これを通過、取り崩した上での、基金の残高をもう一度確認をさせていただきます。

○館野委員長 執行部の説明をお願いします。渡辺保険年金課長。

○渡辺保険年金課長 保険年金課長の渡辺です。

ただいまの基金の残高のご質問でございますが、令和2年度年度末の見込み額で、16億1,206万6,639円の見込み額となっております。

以上で説明を終わります。

○館野委員長 阿部委員、よろしいですか。

○阿部委員 はい、ありがとうございます。以上です。

○館野委員長 ほかに質疑のある方は。

(「大丈夫」と言う者あり)

○館野委員長 大丈夫ですか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第5号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(「あり」と言う者あり)

○館野委員長 ご異議ありませんので、では挙手により、採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

○館野委員長 賛成多数ですね。

したがって、議案第5号については、原案どおり可とすべきものに決しました。

次に、議案第7号 令和2年度鹿沼市介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。齋藤介護保険課長。

○齋藤介護保険課長 介護保険課長の齋藤です。よろしくお願いします。

議案第7号 令和2年度鹿沼市介護保険特別会計予算についてご説明をいたします。

予算に関する説明書、4番目のインデックス、介護保険特別会計の3ページをお開きください。

まず、歳入の主なものについて、ご説明をいたします。

1段目、1款 保険料 1項1目 第1号被保険者保険料、合わせて18億7,191万1,000円につきましては、65歳以上の第1号被保険者に対し、保険給付費の23%相当額を保険料として賦課するものであり、対前年度比0.5%の減であります。

3段目、3款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 介護給付費負担金、一番上の現年度分14億6,516万6,000円につきましては、保険給付費のうち、国の負担分として、施設サービス分が15%、その他サービス分が20%を見込み計上したものであり、対前年度比4.8%の増であります。

4段目、3款 国庫支出金 2項 国庫補助金 2目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の説明欄、現年度分5,970万1,000円及び3目 地域支援事業交付金（包括的支援・任意事業）現年度分5,688万円につきましては、それぞれ国の交付分として、22.5%及び38.5%を見込み計上したものであります。

2項 国庫補助金全体では、5億1,421万円、対前年度比4.6%増であります。

次の段、4款 支払基金交付金 1項 1目 介護給付費交付金の説明欄、介護給付費交付金、現年度分21億4,616万9,000円につきましては、第2号被保険者の保険料として、保険給付費の27%相当分を見込み計上したものであり、同じく2目 地域支援事業支援交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の27%相当分を見込み計上したものであり、4款 支払基金交付金全体で、22億1,781万2,000円と、対前年度比4.3%の増であります。

一番下の段、5款 県支出金 1項1目 介護給付費負担金 現年度分11億1,818万5,000円につきましては、保険給付費のうち、県の負担分として、施設サービス分が17.2%、その他サービス分が12.5%を見込み計上したもので、対前年度比3.4%の増であります。

次に、5ページをお開きください。

3段目、5款 県支出金 3項 県補助金は、1目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）及び2目 包括的支援・任意事業の県からの交付分を見込み計上したものであります。

県補助金全体では、6,160万8,000円で、対前年度比3.8%の増であります。

一番下の段、7款 繰入金 1項1目 介護給付費繰入金9億9,359万7,000円につきましては、保険給付費の12.5%相当額を、市の負担分として、一般会計から繰り入れるものであります。

同じく3目 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）及び4目 包括的支援・

任意事業につきましては、地域支援事業費のうち、市の負担分として、一般会計から繰り入れするものであります。

1 項 一般会計繰入金全体では、12 億 9,763 万 6,000 円で、対前年度比 9.6%の増であります。次に、9 ページをお開きください。

歳出の主なものについてご説明いたします。

1 段目、1 款 総務費 1 項 1 目 一般管理費 1 億 1,939 万円につきましては、説明欄の職員給与費をはじめ、被保険者の資格管理や給付管理など、介護保険業務に係る事務費を計上したもので、対前年度比 4.1%の増であります。

次に、11 ページをお開きください。

2 段目、2 款 保険給付費 1 項 1 目 介護サービス等諸費の説明欄の 1 つ目の○、「居宅介護サービス給付費」から、以下 14 ページの上から 3 つ目の丸印の「地域密着型介護サービス給付費」までの合計 76 億 1,718 万 6,000 円につきましては、要介護認定者に対する介護サービスの給付費用であり、対前年度比 4.1%の増であります。

次に、13 ページをご覧ください。

2 段目、2 項 1 目 介護予防サービス等諸費の説明欄 1 つ目の○「居宅介護予防サービス給付費」から、一番下の○「地域密着型介護予防サービス給付費」までの合計 1 億 7,462 万 3,000 円につきましては、要支援認定者に対する介護予防サービスの給付費用であり、対前年度比 17.3%の増であります。

2 款 保険給付費全体では 79 億 4,877 万 6,000 円となり、対前年度比 4.2%の増であります。

一番下の段、5 款 地域支援事業費 1 項 1 目 介護予防・日常生活支援総合事業費につきましては、要介護認定者及び認定を受けるリスクがある一般高齢者等を対象とした、サービス事業や介護予防事業に係る経費であり、対前年度比 10.1%の増であります。

5 款 地域支援事業費全体では、3 億 7,399 万 7,000 円で、対前年度比 5.7%の増であります。

以上で、議案第 7 号。

申し訳ありません。1 点、訂正をさせていただきます。

歳出の 2 段目の 2 款。

(「何ページ」と言う者あり)

○館野委員長 何ページですか。

○齋藤介護保険課長 11 ページです。申し訳ありません。

11 ページの 2 段目、2 款保険給付費 1 項 1 目 介護サービス等諸費のところで、合計 76 億 1,718 万 6,000 円と申し上げてしまいましたが、正しくは 5,000 円であります。

以上で、議案第 7 号 令和 2 年度鹿沼市介護保険特別会計についての説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

(「ありません」と言う者あり)

○館野委員長 ありませんか。はい。

では、別段ないようですのでお諮りいたします。

議案第 7 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第7号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第8号 令和2年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。
執行部の説明をお願いします。渡辺保険年金課長。

○渡辺保険年金課長 保険年金課長の渡辺です。

議案第8号 「令和2年度 鹿沼市後期高齢者医療特別会計予算について」 ご説明いたします。
予算に関する説明書、5番目のインデックス、後期高齢者医療特別会計の3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

一番目、1款1項「後期高齢者医療保険料」の「計」の欄、8億2,750万8,000円につきましては、被保険者数の増加と保険料軽減特例措置の一部見直しによる調定額の伸びを見込みました。

3番目、3款1項「一般会計繰入金」、2目「保険基盤安定繰入金」2億3,701万2,000円につきましては、低所得者の保険料軽減額相当分を、法令の規定に基づき、一般会計から繰り入れるものであります。

一番下、5款3項「雑入」につきましては、健康診査等の受診者数に応じて、後期高齢者医療広域連合が負担するものであります。

5ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

一番目、1款「総務費」1項1目「一般管理費」につきましては、広域連合から委託を受けて行う健康審査や人間ドック等の経費であります。

一番下、2款1項「後期高齢者医療広域連合納付金」につきましては、市が徴収する歳入予算の1款「保険料」と、3款「繰入金」のうち「保険基盤安定繰入金」の合計額を、広域連合に納付するものであります。

以上で、議案第8号 「令和2年度後期高齢者医療特別会計予算」の説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

(「ありません」と言う者あり)

○館野委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第8号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○館野委員長ご異議なしと認めます。

したがって、議案第8号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第13号 令和元年度鹿沼市一般会計補正予算(第6号)についてのうち、関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。鈴木生活課長。

○鈴木生活課長 生活課長の鈴木です。

それでは、議案第13号 「令和元年度鹿沼市一般会計補正予算(第6号)について」のうち、市

民部関係予算について、説明いたします。

「補正に関する説明書」、3ページをお開きください。

歳入について、説明いたします。

一番下の段 15 款 国庫支出金 1 項 1 目 民生費国庫負担金の説明欄 2 行目「国民健康保険基盤安定国庫負担金」719 万 3,000 円の減につきましては、保険基盤安定事業費における国保税軽減額の国の負担額が確定したことによるものであります。

次に、5ページをお開きください。

一番上の段 15 款 国庫支出金 2 項 1 目 総務費国庫補助金の説明欄 2 行目「住民基本台帳費国庫補助金」1,357 万 7,000 円の増につきましては、個人番号カード事業費の交付上限見込み額の確定によるものであります。

次の段、16 款 県支出金 1 項 1 目 民生費県負担金の説明欄 2 行目、「国民健康保険基盤安定県負担金」1,420 万 4,000 円の減につきましては、国庫負担金と同様に、国保税軽減額の実績に対する県の負担額が確定したことによるものであります。

その下の段の 16 款 県支出金 2 項 1 目 総務費県補助金の説明欄 2 行目、「バス路線対策費県補助金」276 万 8,000 円の減につきましては、補助対象経費に対する県の負担額確定によるものであります。

続いて、歳出について、説明いたします。

11 ページをお開きください。

上から 2 段目の 2 款 総務費 1 項 5 目 交通対策費、説明欄、「バス路線対策費」677 万 1,000 円の増につきましては、リーバス 12 路線、予約バス 4 地区等における運行補助額が確定し、不足額を計上するものであります。

次に、13 ページをお開きください。

上から 3 段目の 2 款 総務費 3 項 1 目「戸籍住民基本台帳費」1,357 万 7,000 円の増につきましては、個人番号カード関連事務の委任負担金の不足額を計上するものであります。

15 ページをお開きください。

3 款 民生費 1 項 1 目 社会福祉総務費、説明欄一番上、「国民健康保険特別会計繰出金」2,853 万円の減につきましては、保険基盤安定事業費における国保税軽減額の確定によるものであります。

以上で、市民部所管の「令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第 6 号）について」の説明を終わります。

○館野委員長 小林厚生課長。

○小林厚生課長 厚生課長の小林です。

議案第 13 号 「令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第 6 号）」中、保健福祉部が所管する歳入、歳出についてご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

5 ページをお開きください。

上から 2 段目、16 款 1 項 1 目 民生費県負担金の説明欄、災害救助費県負担金 375 万円の増につきましては、災害弔慰金支給額の実績に基づき増額するものであります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

15 ページをお開きください。

上から2段目、3款 1項1目 社会福祉総務費の説明欄、2つ目の○、介護保険特別会計繰入金 241万 6,000円の増につきましては、地域支援事業費の増額見込み等に対する市の負担分を介護保険特別会計へ繰り出しするものであります。

次に、一番下の段、4款 1項 2目 予防費の説明欄、がん予防対策事業費 430万円の増につきましては、個別勧奨通知の効果により、各種がん検診の受診者が増加したため増額するものであります。

以上で、令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）中、保健福祉部が所管する歳入、歳出についての説明を終わります。

○館野委員長 大谷子育て支援課長。

○大谷子育て支援課長 子育て支援課長の大谷です。

議案第13号 「令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）」中、こども未来部所管の歳入・歳出についてご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

令和元年度補正予算に関する説明書3ページをお開きください。

上から4番目の段、10款 地方特例交付金 1項1目 地方特例交付金の説明欄、子ども・子育て支援臨時交付金 1億 2,060万 2,000円の増につきましては、昨年10月からの保育料の無償化に伴う国からの交付金であります。

次の段、13款 分担金及び負担金 2項2目 民生費負担金の説明欄、施設型給付・地域型保育給付等事業費扶養者負担金 9,137万 3,000円及び、次の保育所運営費扶養者負担金 2,922万 9,000円につきましては、保育料の無償化に伴い、保護者が負担する民間や公立の保育園の保育料をそれぞれ減額するものであります。

次に、5ページをお開きください。

一番上の段、15款 国庫支出金 2項5目 教育費国庫補助金、3節の幼稚園費国庫補助金の説明欄、幼児教育推進事業費国庫補助金 1,058万 2,000円につきましては、幼稚園児の保育料の負担軽減として園児の保護者に交付していた、幼稚園就園奨励費補助金が、保育料の無償化に伴い廃止されたことによる減額であります。

次に、7ページをお開きください。

上から3番目の段、18款 寄付金 1項2目 民生費寄付金の説明欄、児童福祉総務費寄付金 356万 1,000円につきましては、5件の方々から寄せられた寄付金を受け入れるものであります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

15 ページをお開きください。

上から3番目の段、3款 民生費 2項1目 児童福祉総務費の説明欄、償還金 12万円の増につきましては、平成30年度に実施いたしました、保育所等事故防止推進事業費の精算による国への償還金であります。

次の3目 こども支援費の説明欄、こども未来基金積立金 358万 5,000円につきましては、歳入でもご説明いたしました寄付金及び、基金の利子 2万 4,000円を合わせた額を積み立てるもので、

積み立て後の基金残高は、2,038万901円であります。

少しとびまして、25ページをお開きください。

10款 教育費 6項1目 教育振興費の説明欄、私立幼稚園就園奨励3,759万2,000円の減につきましては、先ほど歳入でご説明いたしました。幼稚園児の保護者に交付していた、幼稚園就園奨励費補助金が、保育料の無償化による廃止に伴い、減額するものであります。

以上で、議案第13号「令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）」中、こども未来部が所管する歳入・歳出についての説明を終わります。

○館野委員長 高橋教育総務課長。

○高橋教育総務課長 教育総務課長の高橋です。

議案第13号「令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）」のうち、教育委員会関係予算の主なものについてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

「令和元年度補正予算に関する説明書」の3ページをお開きください。

6段目、14款 使用料及び手数料 1項8目 教育使用料の説明欄2行目、自然の森総合公園運動施設使用料420万円の減につきましては、鹿沼総合体育館が国体開催に向けた改修工事のため、10月から3月までの半年間、メイン・サブアリーナを休館したことに伴い、減額するものであります。

次のページ、5ページをお開きください。

1段目、15款 国庫支出金 2項5目 教育費国庫補助金、最初の欄、1節 小学校費国庫補助金の説明欄、2行目、校舎等施設整備事業費国庫交付金1,873万7,000円の増につきましては、歳出でもご説明させていただきますが、「北押原小学校及びみなみ小学校両校の給水設備外改修工事」に伴う国庫補助金であり、補助率は3分の1であります。

3行目、小学校耐震化事業費国庫交付金298万3,000円の増につきましては、中央小学校屋内運動場非構造部材耐震化工事に伴う国庫補助金であり、補助率は3分の1であります。

次の欄、2節 中学校費国庫補助金の説明欄、2行目、中学校耐震化事業費国庫交付金495万9,000円の増につきましては、南摩中学校屋内運動場非構造部材耐震化工事に伴う国庫補助金であり、補助率は3分の1であります。

3段目、16款 県支出金 2項7目 教育費県補助金、最初の欄、2節 小学校費県補助金の説明欄、2行目、小学校管理費県補助金3億円の増につきましては、「市内小中学校の校内通信ネットワーク整備事業」に伴う県補助金であり、補助率は2分の1であります。

次の欄、3節 社会教育費県補助金の説明欄、2行目、社会教育推進費県補助金73万4,000円の減につきましては、「放課後子ども教室事業費」の実績見込みによるものであり、補助率は3分の2であります。

次のページ、7ページをお開きください。

3段目、18款 寄附金 1項4目 教育費寄附金の説明欄、2行目、図書館資料充実費寄附金50万円の増につきましては、鹿沼相互信用金庫様から「図書資料充実」のため、ご寄附いただいたものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。23ページをお開きください。

10 款 教育費 1 項 2 目 事務局費の説明欄の○、奨学金等貸付事業費 1,242 万円の減につきましては、当初、奨学金申請者を 227 人で見込んでおりましたが、実績見込みで 203 人となり、24 人減少することに伴い、減額するものであります。

3 段目、10 款 教育費 2 項 1 目 学校管理費の説明欄、最初の○、校舎等施設整備事業費 1 億 3,710 万 4,000 円の増につきましては、北押原小学校及びみなみ小学校両校の給水設備等改修工事及び工事に伴う監理業務委託に要する経費を計上するものであります。

次の○、小学校耐震化事業費 827 万円の増につきましては、中央小学校屋内運動場非構造部材耐震化工事に伴う経費を計上するものであります。

次の○、情報化教育推進事業費 6 億 8,521 万円の増につきましては、市内小中学校 34 校分の校内通信ネットワーク整備事業と情報セキュリティ向上事業及び関連する機器購入経費を計上するものであります。

4 段目、10 款 教育費 3 項 1 目 学校管理費の説明欄、最初の○、中学校耐震化事業費 1,757 万 5,000 円の増につきましては、南摩中学校屋内運動場非構造部材耐震化工事に伴う経費を計上するものであります。

次の○、情報化教育推進事業費 800 万円の減につきましては、パソコンリース等の入札差金及び開始日変更に伴い、減額するものであります。

次のページ、25 ページをお開きください。

1 段目、10 款 教育費 4 項 1 目 社会教育総務費の説明欄の○、放課後こども教室推進事業費 110 万 2,000 円の減につきましては、北光クラブなど 4 クラブの放課後こども教室の利用者が、当初見込みに対して減少するため減額するものであります。

次の欄、2 目 図書館費の説明欄、最初の○、図書館管理費 68 万 8,000 円の増につきましては、光熱水費の単価が上昇したことにより、不足分を計上するものであります。

次の○、図書館資料充実費 50 万円の増につきましては、「鹿沼相互信用金庫様からの寄附金」を活用いたしまして、図書を購入するため増額するものであります。

2 段目、10 款 教育費 5 項 3 目 学校給食費の説明欄の○、学校給食事業費 914 万 7,000 円の増につきましては、当初見込みに対し、燃料費や光熱水費の単価が上昇したことにより、不足分を計上するものであります。

ここで 1 点、訂正させていただきたいと思えます。

23 ページ、3 段目、小学校耐震化事業費のところ、827 万円とお読みしましたが、872 万円が正しいものでありますので、読み間違えました。訂正させていただきます。

以上で、議案第 13 号 「令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 6 号）」のうち、教育委員会関係予算についての説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。谷中委員。

○谷中委員 16 ページになります。衛生費のところ、予防費というところでの説明があったのですけれども、もうちょっと詳しく教えていただきたいと思えます。

○館野委員長 執行部の説明をお願いします。大塚健康課長。

○大塚健康課長 健康課長の 大塚です。

ただいまの質問にお答えします。

がん予防対策事業費の430万円の増につきましては、各種がん検診の受診者の増によるものです。がん検診は、胃・肺・大腸・子宮・乳・前立腺がんがありますが、当初予算で見込んでいたものは、それぞれではなく全体で当初2万5,658人を予定しておりましたが、現在、令和元年度は、2万7,488人の増に、1,830人が増加しまして、それぞれについて結果は違うのですが、全部で430万円を補正するものです。

以上で説明を終わります。

○館野委員長 よろしいですか。

○谷中委員 大丈夫です。

○館野委員長 ほかに質疑のある方はありませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○館野委員長 別段ご質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第13号中関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第13号中関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第14号 令和元年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。渡辺保険年金課長。

○渡辺保険年金課長 議案第14号 「令和元年度 鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」について、ご説明いたします。

「令和元年度補正予算に関する説明書」の2番目のインデックス、国民健康保険特別会計の3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

2番目、6款「繰入金」、1項1目「一般会計繰入金」2,853万円の減につきましては、保険基盤安定事業費における国保税軽減額の確定によるものであります。

5ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

一番上、5款「基金積立金」、1項1目「財政調整基金積立額」208万5,000円の増につきましては、国民健康保険財政調整基金から生じた利子を全て基金に積み立てるものであります。

2番目、7款「諸支出金」、2項5目「償還金」695万円の増につきましては、療養給付費等国庫負担金の過年度分にかかる返納金等の精算によるものであります。

一番下、8款「予備費」、3,548万円の減につきましては、歳入歳出の調整額を計上したものであります。

以上で、令和元年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

(「はい、大丈夫です」と言う者あり)

○館野委員長 よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○館野委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 14 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(「異議あり」と言う者あり)

○館野委員長 異議ありですか。

異議がありますので、挙手により採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手多数)

○館野委員長 したがって、議案第 14 号については、原案どおり可とすべきものに決しました。

次に、議案第 16 号 令和元年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。齋藤介護保険課長。

○齋藤介護保険課長 介護保険課長の齋藤です。

議案第 16 号 令和元年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)の主なものについて、一括してご説明をいたします。

まず、歳入についてご説明をいたします。

こちら側になります、4 番目のインデックスの 3 ページをお開きください。

歳入についてであります、一番上の段、3 款 国庫支出金 2 項 2 目 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業) 357 万円の増、それから 2 段目、4 款 支払基金交付金、3 段目、5 款 県支出金、そして、下から 2 段目の 7 款 繰入金の上の欄、1 項 3 目 地域支援事業繰入金につきましては、歳出事業であります介護予防生活支援サービス事業費の実績見込みの増に伴いまして、それぞれの負担割合により、増額補正をするものであります。

次に、一番下の段、同じく 7 款繰入金 2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金 462 万 7,000 円の増につきましては、同じく地域支援事業費等の増にかかる歳入・歳出の調整のため、増額補正をするものであります。

次に、5 ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

2 段目、2 款保険給付費 1 項 1 目介護サービス等諸費 1,457 万 4,000 円の減につきましては、介護サービス給付費の実績見込みに伴い、減額補正するものであります。

3 段目、同じく 2 款保険給付費 2 項 1 目介護予防サービス等諸費 1,457 万 4,000 円の増及び、7 ページの 1 段目、5 款 地域支援事業費 1 項 1 目 介護予防・日常生活支援総合事業費 1,785 万 1,000 円の増につきましては、それぞれ実績見込みの増に伴い、増額補正するものであります。

以上で、議案第 16 号 「令和元年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)」についての説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

○館野委員長 ありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 16 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 17 号 令和元年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。渡辺保険年金課長。

○渡辺保険年金課長 保険年金課長の渡辺です。

議案第 17 号 「令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」について、ご説明いたします。

「令和元年度補正予算に関する説明書」の最後のインデックス、後期高齢者医療特別会計の 3 ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

3 款「繰入金」1 項 2 目「保険基盤安定繰入金」36 万 1,000 円の増につきましては、保険基盤安定事業費における保険料軽減額の確定によるものであります。

5 ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

2 款「後期高齢者医療広域連合納付金」36 万 1,000 円の増につきましては、保険基盤安定事業に関する歳入増加分を補正するものであります。

以上で、令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

（「ありません」と言う者あり）

○館野委員長 ないですね。

（「はい」と言う者あり）

○館野委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 17 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 21 号 「鹿沼市印鑑条例の一部改正」についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。佐藤市民課長。

○佐藤市民課長 市民課長の佐藤です。

議案第 21 号 「鹿沼市印鑑条例の一部改正」について説明します。

本改正につきましては、成年被後見人の欠格条項などの適正化を図るため、令和元年 11 月、総務

省からの「印鑑登録証明事務処理要領の一部改正」に伴い、印鑑条例の改正を行うものであります。

具体的には、法定代理人が同行の上、本人からの申請があった場合には、自らの意思能力を有するものとして、印鑑登録を受け付けるとするものであります。

以上で、議案第 21 号 「鹿沼市印鑑条例の一部改正」について説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

（「ありません」と言う者あり）

○館野委員長 ありませんね。

（「はい」と言う者あり）

○館野委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 21 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 26 号 「鹿沼市奨学金貸付条例の一部改正について」を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。高橋教育総務課長。

○高橋教育総務課長 教育総務課長の高橋です。

議案第 26 号 「鹿沼市奨学金貸付条例の一部改正について」ご説明いたします。

「議案説明書」に記載しておりますが、今回の改定は、大学等を卒業後、本市に継続して居住し、県内に就業する者の奨学金の返還を免除することにより、若年者の定住を促進するとともに、本市の発展に寄与する人材の育成を図るために、条例の一部改正を行うものであります。

それでは、議案第 26 号とあわせて、新旧対照表 5 ページをご覧くださいと思います。

5 ページ、下段になりますが、鹿沼市奨学金貸付条例の第 9 条では、債務者の経済的事情を考慮して奨学金の全部または一部の返還を免除できるとしておきまして、今回は、記載のとおり、3 項に「高等学校等又は大学等を卒業後一定の期間継続して市内に居住し、かつ、栃木県内に就業する者であって、教育委員会規則で定める要件を満たすものを減免する」と追加するものであります。

「議案第 26 号」に記載のとおり、施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日、改正後の規定は、令和 2 年 3 月に高等学校等又は大学等を卒業した奨学生に係る奨学金から適用したいと考えております。

以上で、議案第 26 号 「鹿沼市奨学金貸付条例の一部改正について」説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 奨学金の制度をこういった形でしていくということなのですが、先ほどの補正の中でもあったように、貸付が 10% 台減っているというのがあるのですが、この周知というか、それもしっかりやっていく必要があると思うのですが、その辺、今後どんなふうに進めていくのか、もし考え方があれば、教えていただきたいと。

○館野委員長 執行部の説明をお願いします。高橋教育総務課長。

○高橋教育総務課長 阿部委員の質問に対して、ご説明いたします。

今後の周知の仕方ということであろうかと思いますが、今回、今議会でご承認いただいた後になるわけですが、まずは個別の申請がありますので、その個別のときに、それぞれに周知する。

それと、条件がありますので、その条件についても、ホームページ等を含めまして、周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○阿部委員 はい、ありがとうございます。

○館野委員長 よろしいですか。はい。

増淵委員。

○増淵委員 これはすごくいい制度だと思うのですが、賛成なのですが、一定というのは、どのくらいのことをいうのかということ、一定の期間継続して、一定の期間というのの一定がよくわからない。その期間を言うのと。

これ、令和2年の3月の奨学金からなのですが、今現在もらっている方で、就職で帰ってくる人のための範囲を広げたら、今いる人が戻ってこようかなと、就活してでも戻ってこようかなということになると思うので、2年ということ、今からということではなくて、今現在もというふうに、ちょっと考えてもらえないかなと思って、その2つ、2点、お願いします。

○館野委員長 執行部の説明をお願いします。高橋教育総務課長。

○高橋教育総務課長 教育総務課長の高橋です。

増淵委員の質問に対して、ご説明いたします。

まず1点目、条件ということでもありますけれども、現在要件としましては、鹿沼に住所を有する方、あと卒業後1年以内に本市に居住して、その後5年間、定住すること。

それと収入ですね、父と母の収入が500万円以内。それで、先ほど言いましたように、県内の事務所に勤務または事業を営む方で、返還期間は、大体皆さん同じなのですが、6年以上であって、そのときに市税、奨学金に滞納がない方で、上限を72万円以内ということで、現在考えております。

それと、いつからかというご質問だと思います。それに対して、ご説明させていただきます。

これに対しては、大変難しいところではありますが、線引きをしなくてはならないということがありますので、周知もして、先ほど阿部委員さんからの質問にもありましたように、周知も含めてやらなくてはならないということもありますことと、今回の条例改正が初めてになりますので、これをご承認いただいた際には、その時点からやはり対応したいということで、3月という、卒業時を対象にさせていただくということにさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○増淵委員 はい、わかりました。大丈夫、大丈夫です。

○館野委員長 ほかにご質疑はございませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第26号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 26 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 27 号 鹿沼市民文化センター条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。渡辺文化課長。

○渡辺文化課長 文化課長の渡辺です。

議案第 27 号 鹿沼市民文化センター条例の一部改正について、ご説明いたします。

本議案は、鹿沼市民文化センターのプラネタリウムについて、従来の番組投影の利用にとどまらず、令和 2 年 4 月 1 日から、新たにプラネタリウム施設全体を貸し出すことにより、文化センターの活用促進を図るためのものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表 6 ページのとおり、条例別表第 1 第 1 項の表に「プラネタリウム」の名称及び「基本使用料、1 時間につき 1,700 円」を加えるものであります。

なお、プラネタリウムの概要につきましては、面積が 304 平方メートル、座席数は 137 席、昨年度の投影番組の観覧実績は 5,044 人となっております。

施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日であります。

以上で説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

(「ありません」と言う者あり)

○館野委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 27 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 28 号 鹿沼市木のふるさと伝統工芸館条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。渡辺文化課長。

○渡辺文化課長 文化課長の渡辺です。

議案第 28 号 鹿沼市木のふるさと伝統工芸館条例の一部改正について、ご説明いたします。

本議案は、令和 2 年 7 月 1 日から、鹿沼市木のふるさと伝統工芸館 2 階の「体験コーナー」を有料化するためのものであります。

木のふるさと伝統工芸館は、平成 4 年に設置された施設でありまして、体験コーナーは 2 階にあり、面積が 48 平方メートル、収容人数は 26 人であり、改正内容につきましては、新旧対照表の 7 ページのとおり、第 7 条の使用料納付に関する規定のほか、第 8 条の使用料減免、第 9 条の不還付に関する条文を新たに設けるとともに、8 ページのとおり、条例別表として、「体験コーナー」の区分及び「使用料 1 時間につき 100 円」を設けるものであります。

施行期日は、令和 2 年 7 月 1 日であります。

以上で説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

(「ありません」と言う者あり)

○館野委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 28 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 28 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 29 号 「鹿沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。大谷子育て支援課長。

○大谷子育て支援課長 子育て支援課長の犬谷です。

議案第 29 号 「鹿沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」ご説明いたします。

今回の改正につきましては、放課後児童支援員となるための研修を修了していない者が支援員とみなされる経過措置期間を延長するものであります。

具体的には、本来、学童クラブの支援員となるためには、認定資格研修を修了する必要があります。国の経過措置によりまして、令和 2 年 3 月末までですが、当該研修を修了予定であれば「みなし支援員」となります。

今回、この、国における 5 年間の経過措置期間が本年度末日をもって終了となりますが、市町村の判断で条例の適切な見直しにより、経過措置期間を延長することができるとなりました。

本市におきましては、支援員の急な退職等によりまして、配置基準を満たすことが困難になるクラブも想定されることから、更に 5 年間ですね、期間、5 年間を延長して、令和 7 年 3 月 31 日までとする条例を改正するものであります。

以上で、議案第 29 号についての説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。谷中委員。

○谷中委員 説明ありがとうございます。

学童クラブ、今、コロナウイルスでも、いつでも皆さん使っていて、支援員さんがね、やっぱり前からも少ないということで、辞める方も、結構急に辞めている方も多いと伺っています。

やっぱり一番大切なのは人間関係だと思うので、やっぱり市のほうが踏み込めないところも多々あるとは思いますが、そういうところもきちんと目を配っていただいて、支援員の確保ということで、お願いしたいと思います。要望で。はい、お願いします。

○館野委員長 要望ですので、そのように。

○谷中委員 少ないということです。

○館野委員長 お願いしたいと思います。

ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○館野委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 29 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 29 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 30 号 「鹿沼市保育所条例の一部改正について」を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。高橋保育課長。

○高橋保育課長 保育課長の高橋です。

議案第 30 号 「鹿沼市保育所条例の一部改正について」ご説明いたします。

本改正につきましては、公立のひなた保育園が民営化に伴い、本年度末をもってその機能を終了するため、廃止するためのものであります。

なお、新たな保育園は、本年 4 月 1 日から「社会福祉法人 ふじおか」が運営する民間保育園「ふじおかメソッドひなた保育園」として、上日向地内に開園することとなっております。

以上で、議案第 30 号についての説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は、

（「ないです」と言う者あり）

○館野委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 30 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 30 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 31 号 「鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。渡辺保険年金課長。

○渡辺保険年金課長 保険年金課長の渡辺です。

議案第 31 号 「鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正について」ご説明いたします。

新旧対照表の 9 ページをご覧ください。

今回の改正は、課税限度額の一部を改正するもので、第 2 条のうち第 2 項の「基礎課税額」いわゆる「医療給付費分」を、地方税法施行令の課税限度額と同額にするよう、7 万円引き上げるものであります。

この改正によりまして、令和 2 年度の国民健康保険税全体の課税限度額は、現行の 89 万円から 96 万円になります。

なお、第 23 条の改正は、低所得世帯の均等割額と平等割額を軽減するための規定で、第 2 条の改正に連動して条文を変更するものであります。

以上で、「鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正について」の説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

（「ありません」と言う者あり）

○館野委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 31 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 31 号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

ここでちょっと一言ご挨拶したいと思います。

文教民生常任委員会を代表いたしまして、一言お礼の言葉を、お礼とご挨拶をさせていただきたいと思います。

この 3 月 31 日をもちまして、石川こども未来部長、また、早川保健福祉部長、大谷子育て支援課長、大塚健康課長、黒田人権推進課長、藤倉学校給食共同調理場長、白沢保育課長補佐、また、北條川上澄生美術館事務長がご退職なされます。

本日が最後の常任委員会への出席となりますので、皆様には、市の幹部として、重要なポストを歴任され、また、本市の発展や市民の生活の向上など、多岐にわたりましてご尽力を賜りました。本当にいろいろありがとうございました。

心から御礼を申し上げます。

本来であれば、議会最終日の場で、恒例の場で、お一人お一人、御礼を申し上げるべきではあると思いますが、ちょうど新型コロナウイルスの影響で自粛ムードにありますので、送別会がちょっと自粛になっておりますので、この場をお借りして、ご挨拶させていただきました。

皆様におかれましては、退職なされましても、今後も本市の発展のため、ご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げ、御礼の言葉にかえさせていただきます。

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。(拍手)

以上をもちまして、文教民生常任委員会を終了いたします。

(午前 11 時 44 分)